

議案第二号

港区職員定数条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十七年二月十八日

提出者 港区長 武井雅昭

港区職員定数条例の一部を改正する条例

港区職員定数条例（昭和五十年港区条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「一、九六〇人」を「一、七七二人」に、「一七〇人」を「一二七人」に、「三四五人」を「一四二人」に、「六七人」を「九〇人」に、「四一人」を「二三二人」に、「六人」を「七人」に、「二、五七〇人」を「二、一六〇人」に改め、同条第二項中「休職」の下に「、配偶者同行休業」を加え、同条第三項中「休職者」の下に「、配偶者同行休業者」を加える。

付 則

この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

（説明）

職員の定数を改定するとともに、職員の配偶者同行休業制度の導入に伴い、配偶者同行休業中の職員を定数外とするため、本案を提出いたします。